

の申告の時期になりました



所得税の確定申告

☎ 上尾税務署 ☎ 770-1800

電子申告をご利用ください

確定申告会場は混み合いますので、確定申告書の作成は、ご自宅などをお願いします。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」は、画面の案内にそって金額などを入力すれば、自動計算で確定申告書を作成することができます。作成した申告書は、印刷して郵送等で税務署に提出したり、e-Taxでそのまま送信（事前準備が必要）できますので、ぜひご利用ください。

会場での相談を希望される場合、入場整理券が必要です。3月は大変混雑し、入場整理券の配付終了が予測されますので、来署相談を予定されている方は、2月中にお越しください。

入場整理券については、国税庁ホームページまたは広報いな1月号10ページ「確定申告のお知らせ」をご覧ください。

☎ e-Tax・作成コーナーの操作に関すること…

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク ☎ 0570-01-5901（土日祝日除く）



▲作成コーナーはこちらから



▲スマホでの相談はこちらから

国税庁ホームページ「タックスアンサー」や「チャットボット（ふたば）」をご利用ください。「チャットボット（ふたば）」は、ご質問を入力いただくと、AIを活用した「税務職員ふたば」がお答えします。



青色申告書 納税相談会

- ☎ 納税相談（確定申告）
- ☎ 3月1日(水)・2日(木)9時30分～12時、13時30分～15時30分
- ☎ 商工会館
- ☎ 伊奈町商工会 ☎ 722-3751

あなたは必要？住民税・所得税の申告

→ はい → いいえ

スタート

令和4年1月1日から12月31日までに収入がありましたか？（給与・事業所得・年金・譲渡所得等）

いいえ ※収入が障害者年金、遺族年金のみの方は「いいえ」に進んでください。

伊奈町にお住まいで、年末調整が済んでいる方の扶養親族となりましたか？
または、確定申告をする方の扶養親族として申告をする予定がありますか？

はい → 給与所得者（会社員等）の方は、勤務先から伊奈町に給与支払報告書が提出されますか？

いいえ ※給与所得者（会社員等）以外の方は「いいえ」に進んでください。

税務署に確定申告をしますか？

はい

町・県民税（住民税）の申告は不要です。ただし、収入がない方でも収入ゼロが記載された所得証明書等が必要な方は申告が必要です。

はい

いいえ

はい → 勤務先からもらう給与のほかに、配当、不動産所得、報酬、年金などがありますか？

いいえ

はい → 給与以外の所得が20万円を超えますか？

いいえ

はい

税務署
確定申告をする必要があります。

伊奈町（町・県民税（住民税）の申告）

あなたは伊奈町※に町・県民税（住民税）の申告をする必要があります。申告受付期間内に申告を済ませましょう。申告書は、税務課および申告会場に用意してあります。（郵送での提出も受付可。ただし、記入もれがないようご注意ください。）

※令和5年1月1日現在町外に住んでいた方は、そのときにお住まいだった市区町村に住民税の申告をしてください。

申告はお早めに



町・県民税（住民税）、所得税

町・県民税（住民税）の申告

問 税務課 2152

保育所入所、年金、公営住宅入居や事業資金等の申請などの各種証明の基礎資料になりますので、必要な方は忘れずに申告をしてください。土地、建物、株式の譲渡、贈与および消費税、住宅借入金等特別税額控除（初年度）を受ける方は、直接税務署に申告してください。

受付日程（受付時間9時～15時30分、土日祝日除く）

住民税の申告を町内各地で下記日程のとおり受け付けます。指定された日に申告をしていただくようお願いいたします。また、指定された日に都合がつかない方も、申告受付期間内に申告をしてください。

昨年度と対象地区の割り振りが変更となっている箇所がありますので、ご注意ください。

日程	会場	対象者・対象地区
2/15(水)	役場3階第1会議室	中央1・2丁目
2/16(木)		中央3・4・5丁目
2/17(金)		小室6001～7000、本町1・2丁目
2/20(月)		小室4001～5000、小室7001～9000
2/21(火)		小室5001～6000、栄5丁目
2/22(水)		小室10001～、本町3丁目、栄6丁目
2/24(金)		小室9001～10000、寿4・5丁目
2/27(月)	ユニクス伊奈2階パブリックルーム	大針、学園全地区
2/28(火)		小針新宿、寿1丁目、西小針全地区
3/1(水)		羽貫、小針内宿、寿2・3丁目、内宿台全地区
3/2(木)	ゆめくる2階会議室	小室2001～3000
3/3(金)		小室1～2000、小室3001～4000、栄1～4丁目
3/6(月)～3/15(水)	役場3階第3会議室	上記指定日に申告できなかった方

お願い

- ・駐車場には限りがあります。
- ・マスクを着用し、できる限り少人数での来場をお願いします。
- ・入場の際に検温を行います。37.5度以上の場合は入場をご遠慮いただきます。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、入場制限を行いますので、長時間お待ちをせざる場合があります。

申告する必要がある方

令和5年1月1日現在、町内にお住まい（住民登録の有無に関係なく実際に町内に住んでいる方）で、令和4年中に所得があり、次のいずれかに該当する方

- ・給与所得者で、勤務先から役場に給与支払報告書が提出されない方
- ・令和4年中に会社退職などにより、年末調整を受けていない方
- ・公的年金以外の雑所得、一時所得、事業所得等の所得がある方
- ・医療費、雑損、寄附金などの各種控除を受けようとする方

※所得がなかった方や療養中であつた方でも、税法上の扶養になっていない方は、申告をしてください。

※税の証明書が必要な方は、申告をしてください。

※「申告する必要がある方」に該当する場合は必ず申告をしてください。申告書は受付会場に用意してあります。

●申告に必要なもの

①マイナンバー確認書類

〔マイナンバーカード、個人番号通知カード、住民票（マイナンバーの記載があるもの）のいずれか1点〕

②本人確認書類

〔次のいずれかをご提示ください。○1点でよいもの▶マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、障害者手帳等
※個人番号通知カードは本人確認書類として使用できません。〕

〔○2点必要なもの▶健康保険証、年金手帳、介護保険証、社員証、学生証等〕

③給与・年金の源泉徴収票

④健康保険、国民年金、生命保険、介護医療保険、個人年金、地震保険料（旧長期損害保険料を含む）等の支払証明書や控除証明書

⑤寄附金の受領書・証明書等

⑥障がいの程度を証明するものや証明書（障害者手帳・療育手帳・障害者控除対象者認定書等）

⑦その他の収入や支出金額のわかる帳簿・書類等

⑧税務署で発行する利用者識別番号を持っている方は、その番号がわかる書類

申告する必要がない方

次のいずれかに該当する方

- ・税務署に確定申告書を提出する方
- ・給与のみの所得で、勤務先から役場に給与支払報告書の提出がある方
- ・公的年金収入のみの方で、控除等の追加のない方